



山本りか 県議会通信

2020・1・1 第34号 発行：三重県議会・日本共産党

2019・11・29



一般質問①

2019 県内豪雨・台風被害 見舞金も出ない制度の見直し要求

2019年は、日本全国で大きな水害が発生しました。亡くなられた方のご冥福と被災された方にお見舞いを申し上げます。

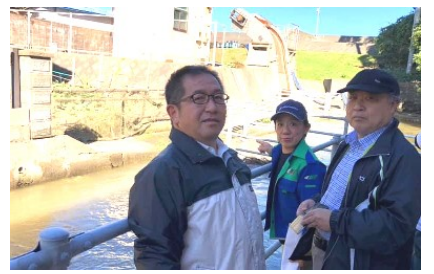
三重県でも、豪雨・台風により北勢地域、伊勢・志摩地域、南部地域において被害が出ました。山本県議は、調査をもとに、家屋損壊、床上浸水など被災された方に対する県の対応を聞き取りました。

国の定める一定の被害数が出なかったとして三重県では「災害救助法」や「被災者生活再建支援法」が適用されず、国の「被災者生活再建支援制度」や県独自の「三重県災害見舞金制度」からの支援がされていません。

山本りか県議は、法の適用指定がなくても、他県では見舞金など支援している例を示し、「被災された個々の状況は、被害数の大小に関係なく同じ。国は被災数が少ない県においては、県・市で対応するように求めている」と近県の様子を資料で示しました。

「知事の言葉で『被災者寄り添う』というのなら国に被害数基準の見直しを求めるとともに、他県に比べ低い見舞金の金額も含め県の制度の見直しで支援すべき」と求めました。

鈴木英敬知事は、「県内で法適用された自治体が出た1昨年には、指定がない地域も連動して見舞金を出した。見舞金の支給の見直しなど制度についてよく検討していく」と述べただけで今年の見舞金への対応には言及しませんでした。



10月13日に、伊勢市楠部、志摩市畔名に本村衆議院議員、地元市議らと共に調査に入りました。楠部では「2年前には床上浸水、昨年は屋根が飛んだ、今年も床上浸水。2年前は支援金が出た」と。また畔名では「海への排水が十分機能せず、ボートを出して避難活動に奔走した」と聞きました。

「三重県災害見舞金支給制度」

- 住家の全壊 10万円
 - 住家の半壊 5万円
 - 住家の床上浸水 2万円
- 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震などの自然災害で、国の被災者生活再建支援法が県内のいづれかの市町で適用された場合、指定に外れた地域の被害者対象。申請が必要です。
*四日市市では床上浸水以上には国の法適用関係なくすべて見舞金を支給。今回も支給済み。

- 法適用の場合
全壊では
上限300万円
など
 - 岐阜県独自
知事が必要と認めた場合 床上浸水
30万円など
 - 愛知県・静岡県
法の適用のない
全壊で300万円
など
- 【総務省HPより】

一般質問②

米海兵隊オスプレイは 三重に来ないで！！



2019年12月11日 自衛隊明野駐屯地

山本県議 12月3日から、米海兵隊オスプレイが自衛隊明野駐屯地へ訓練のため2月に続く2度目の飛来とのこと。県は「安全面に最大限配慮すること」と強く要望したというが、配慮しただけで安全が保たれるのか。

鈴木知事 防衛省より「危険性は改善されている」と聞いている。

山本県議 米国防監察官が公表した報告書には、墜落につながる重大欠陥が放置されたままになっていると指摘している。配慮以前の問題だ。前回飛来時には、夜間、低空、民家上空飛行を繰り返して、日米地位協定も逸脱する傍若無人の振る舞いだった。軍用機だから住民配慮・環境配慮など無縁。ぜひ、知事自ら中止を求める行動をしていただきたい。

2020年も 元気はつらつー (_ -) - ☆